

健康保険・厚生年金保険の被保険者の 氏名変更・住所変更の手続きが変わりました！



マイナンバーを活用した行政手続きの簡素化及び事業主の事務負担軽減を図るため、平成30年3月から日本年金機構への被保険者の氏名変更届・住所変更届の提出が原則不要となりました。

手続きはどのように変わりますか？

被保険者の皆様の氏名・住所の変更情報については、日本年金機構がマイナンバーを活用して住基ネットから取得し、協会けんぽに情報提供を行います。

協会けんぽでは、日本年金機構から提供を受けた変更情報をもとに氏名変更による新しい保険証を事業主の皆様にお送りします。

古い保険証はどうすればよいですか

事業主の皆様におかれましては、新しい保険証が届きましたら、被保険者の方にお伝えいただきそれまでお使いの保険証と交換の上、お渡しください。



ご注意ください！

①被扶養者については、氏名変更の届出省略は行われなため、従来同様に被扶養者異動届により変更の届出を日本年金機構へお願いします。

②被保険者の方であっても70歳以上の方やマイナンバーを届出していない方については、氏名変更・住所変更の届出省略ができない場合があります。詳しくは管轄の年金事務所までお問い合わせください。

郵送先（居所）の登録について

住民票上の住所以外にお住まいの場合は、協会けんぽや日本年金機構からのお知らせの郵送先（居所）を登録いただくことが可能です（健康保険・厚生年金被保険者及び被扶養配偶者に限ります）

詳しくは管轄の年金事務所へお問い合わせください。

京都府歯科医師会の連載スタート！！

歯と口の健康は、身体健康と深いつながりがあります。

今月号から3回に分けて、京都府歯科医師会様によるコラム「お口のはなし」を掲載します。1回目は、健康な状態についてです。歯と口の健康づくりに向けて、ぜひお読みください。

お口のはなし ①健康な歯って？

皆さんはどのようなときに歯科医院へ行こうと思いますか？

歯ぐきが腫れた、冷たいものがしみる、咬むと痛い等、何らかの症状が出てはじめて気になる方がほとんどだと思います。でも症状が出てからでは遅いことが多いのです。

お口の中はどうなっているのか、①正常な歯と歯ぐきの状態、②むし歯の状態、③歯周病の状態、と3回に分けてご紹介します。

歯は、表層から「エナメル質」「象牙質」「歯髄」という3層構造からなっており、エナメル質は水晶と同じくらいの硬さがあります。乳歯は青白く、永久歯はやや黄身がかった白色です。エナメル質では食事のたびに“脱灰”が起き、成分が溶け出しています。お口の中が中性に戻ることで“再石灰化”して元に戻ります。歯を支える歯ぐきはピンク色をしていて、歯周ポケットと呼ばれる歯との境の溝は深さ1~2mmが正常範囲です。歯磨き程度では血が出たりしません。一度鏡でじっくり確認してみてください。

次回は、②むし歯の状態をご紹介します。

